令和２年度弘前市移住お試しハウス要綱

（目的）

第１条　この要綱は、弘前市を含む弘前圏域への移住を希望又は検討している者に対し、弘前圏域内での生活を体験する機会を提供するため、移住お試しハウスを設置することにより、弘前圏域への移住促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住お試しハウス　家具、電化製品等の備品、設備等を備えた住宅であって、移住生活を体験できるものをいう。

(2) 使用　借地借家法（平成３年法律第９０号）の適用を受けない一時使用目的の賃貸借をいう。

(3) 弘前圏域　弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村をいう。

（設置）

第３条　市長は、移住お試しハウス（以下「施設」という。）を市内に設置する。

（使用期間）

第４条　施設の使用期間は、１週間（７日間）を単位とし、最長で２週間（１４日間）を限度とし、理由の如何を問わず、使用期間の延長は認めない。

（使用申込み）

第５条　施設を使用しようとする移住希望者の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ施設等の使用について、市の移住担当窓口に申込みをしなければならない。

２　申請者は、原則として使用開始日の１か月前までに、弘前市移住お試しハウス使用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に身分証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申込みの受付日から使用開始日の期間が１か月未満の場合は、申込みの受付後速やかに提出するものとする。

３　未成年者のみの使用申込みは受け付けないものとする。

（使用承諾）

第６条　市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、使用を承諾することができる。この場合において、弘前市移住お試しハウス使用承諾書（様式第２号。以下「承諾書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は施設の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付すことができる。

３　同一の申請者への使用承諾は、原則として年度内１回を限度とする。

（使用料）

第７条　前条第１項の承諾の通知を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

時　　期	単　　位	料　　金
夏期（5 月 1 日から 10 月 31 日まで）	１週間	１８，０００円
冬期（上記以外）	１週間	２０，０００円

２　使用期間に夏期と冬期にまたがる週がある場合は、当該週の使用料は夏期料金とする。

３　既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

４　前項ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。
(1) 使用開始日の前日までに使用取消しの申し出があった場合　10 割
(2) その他特別の事情があると市長が認めた場合　市長が定める割合
５　使用者は、寝具、飲食費、日常消耗品購入経費等施設の使用に係る一切の経費（電気料、上水道料、下水道料、ガス代、灯油代、ＮＨＫ受信料及び施設に備える日常消耗品を除く。）を負担しなければならない。

（遵守事項）

第８条　使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 前条第１項に規定する使用料を納めた後に、担当者から当該施設の鍵（以下「鍵」という。）を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良なる管理者の注意をもって管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに担当者にその旨を報告しなければならない。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員に使用させないほか、自らが暴力団員として使用しないこと。
(3) 火気の取扱いに注意し、厳寒期には水道の凍結を防止するとともに、備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
(4) 施設内において喫煙しないこと。
(5) 壁への釘打ちなど施設内の改造を行わないこと。
(6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
(7) 施設の使用期間が終了したときは、直ちに清掃して施設を原状に復し、担当者に鍵を返却すること。
(8) その他施設の使用について担当者の指示に従うこと。

（行為の制限）

第９条　使用者は、施設及びその敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1) 申請書に記載した使用者以外の者を宿泊させること。
(2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
(3) 興行を行うこと。
(4) ペットを同伴すること。
(5) 展示会その他これに類する催しをすること。
(6) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
(7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
(8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
(9) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
(10) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(11) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(12) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(13) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

（承諾の取消し）

第１０条　市長は、使用者に前２条の規定に違反する行為があったと認めた場合は、第６条第１項の使用承諾を取り消すことができる。この場合において、弘前市移住お試しハウス使用承諾取消通知書（様式第３号）により使用者に通知するものとする。

（特別の設備又は特殊物品）

第１１条　使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備の設置又は特殊物品の搬入をしようとするときは、市長の承諾を受けなければならない。
２　前項の規定により設置した特別の設備又は搬入した特殊物品については、施設の使用期間が終了する日までに撤去しなければならない。

（損害賠償）
第１２条　使用者は、故意又は過失により施設を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が特に認めた場合は、この限りでない。
２　使用者は、施設を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに弘前市移住お試しハウス破損（汚損、滅失）届（様式第４号）により市長に報告しなければならない。
（事故免責）
第１３条　施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、市はその責任を負わないものとする。
（委任）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、施設に関して必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。